



市政情報

井戸を使用し、公共下水道へ放流していませんか

井戸水を洗濯等に使用し、公共下水道へ放流している人は届出が必要です。世帯人数により下水道使用料がかかります。

☒ 次のいずれかに該当するときは、届出が必要です。

- ・井戸を使用する人数が変わったとき
- ・井戸の使用を止めたとき
- ・井戸のみを使用していた人で、併せて水道の使用も開始したとき
- ・新たに井戸を使用し放流するとき

☒・**☒** 上下水道経営課(上下水道庁舎) ☎22-1123☒22-4389

男女共同参画情報 ミニほっとらいん

6月23日(月)～29日(日)は男女共同参画週間です

令和7年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

“誰でも、どこでも、自分らしく”



男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。

内閣府の男女共同参画推進本部は、この日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」とし、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

「男だから」「女だから」といった性別役割意識にとらわれず、誰もが生きがいを感じられる社会の実現に向けて、身のまわりの男女共同参画について考えてみましょう。

☒ 人権市民相談課 ☎21-1416☒23-2236

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

市の保有する公文書の開示を請求できる情報公開制度と、市の保有する個人情報の開示を請求できる個人情報保護制度について、令和6年度の運用状況を公表します。なお、1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対して複数の決定を行うため、請求件数と処理状況件数は一致しません。

1 情報公開制度

(1)実施機関別の開示請求件数と処理状況 (単位：件)

実施機関	請求 (取下げ)	処理状況		
		全部開示	部分開示	不開示 (不存在)
市長	135(4)	115	15	5(5)
教育委員会	8	7	2	3(2)
選挙管理委員会	1(1)	0	0	0
病院事業管理者	2	2	2	1(1)
合計	146(5)	124	19	9(8)

- ・令和6年度に開示請求の対象となった主な文書は「配水管布設・道路整備・管渠等の各種工事設計書に関する文書」等でした。

- ・不服申立てはありませんでした。

(2)審議会等の会議の公開状況 (単位：件、人)

	公開	非公開 (書面会議)	合計
会議開催件数	98	7(0)	105
傍聴人数	110		110

- ・会議の開催は、公開・非公開に関係なく「会議開催のお知らせ」を市役所1階市民情報コーナーに掲示するとともに、市HPにも掲載しています。

2 個人情報保護制度

実施機関別の開示請求件数と処理状況 (単位：件)

実施機関	請求 (取下げ)	処理状況		
		全部開示	部分開示	不開示 (不存在)
市長	26(2)	13	10	1(1)
病院事業管理者	5	4	1	0
合計	31(2)	17	11	1(1)

- ・令和6年度に開示請求の対象となった主な文書は「障害者手帳の交付に係る診断書及び意見書に関する文書」等でした。

- ・開示請求以外の保有個人情報の訂正、利用停止などの請求はありませんでした。

- ・不服申立てはありませんでした。

3 情報公開コーナー及び市民情報コーナーのご案内

市役所2階に、情報公開コーナーを設けており、情報公開制度及び個人情報保護制度に対する相談、開示請求などの受付を行っています。

また、市役所1階に市民情報コーナーを設けており、予算書、統計資料、市議会会議録などの閲覧が行えます。お気軽にご利用ください。

☒ 総務課 ☎21-1442☒24-6123

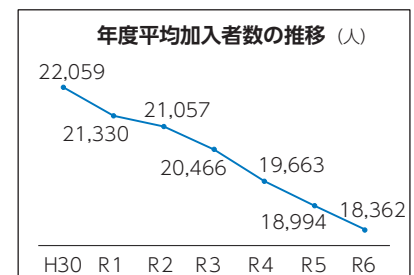
国民健康保険税の税率等を改定します

国民健康保険は、医療の高度化や加入者の高齢化などにより、一人当たりの医療費が年々増加傾向にあり、収入が不足する状況となっています。国民健康保険事業を安定的に行うため、保険税率等を引き上げます。

数字で見る東松山市国民健康保険の現状

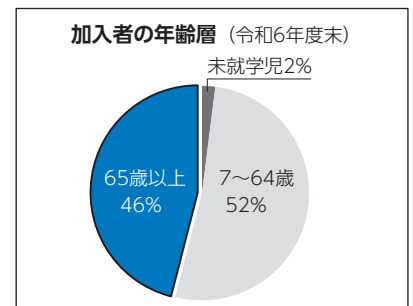
加入者数は年々減少しています

団塊の世代と呼ばれる人が75歳になり、後期高齢者医療制度へ順次移行していったことや社会保険の適用範囲が拡大されたことなどの影響で、国民健康保険の加入者数は減少が続いています。



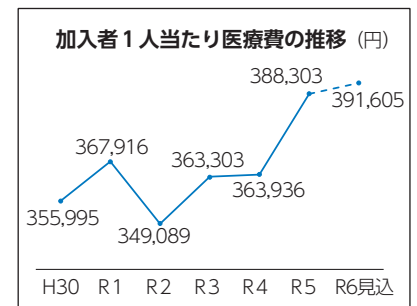
約半数が65歳以上です

会社を定年退職して国民健康保険に加入する人が多いため、医療機関にかかる機会が増えてくる65歳以上の加入者の割合は、全体の45%を超えています。



医療費が増加しています

加入者1人にかかる医療費は、医療の高度化や加入者の高齢化などの影響で、コロナ禍の令和2年度を除き、毎年増加しています。

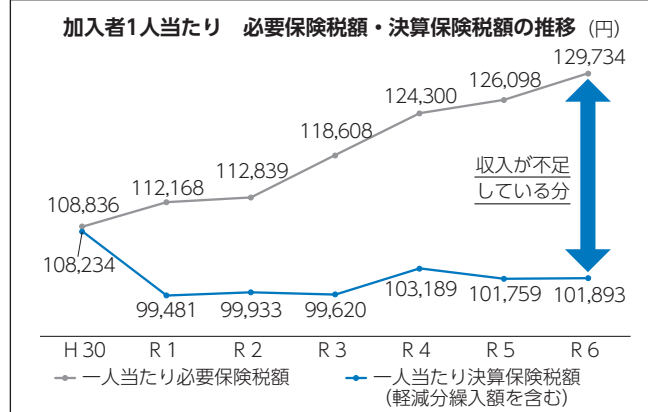


収入不足が拡大しています

加入者1人にかかる医療費の増加に伴い、加入者1人に対して本来必要な保険税額も年々増加しています。

一方、令和元年度に保険税率を引き下げてから令和6年度まで、新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰による影響を考慮し、保険税率を据え置いてきたため、実際の一人当たり保険税額はほぼ横ばいで、収入不足が年々拡大しています。

安定的に国民健康保険を運営していくために、支出に見合った収入を確保することは、東松山市の国民健康保険にとって、喫緊の課題となっています。



令和7年度の国民健康保険税率等を改定します

区分		令和6年度 (改定前)	令和7年度 (改定後)	改定による 増
医療 給付費分	所得割率	7.30%	7.44%	0.14%
	均等割額	22,800円	30,600円	7,800円
	賦課限度額	65万円	65万円	変更なし
後期高齢者 支援金等分	所得割率	2.40%	2.65%	0.25%
	均等割額	12,000円	14,000円	2,000円
	賦課限度額	22万円	24万円	2万円
介護 納付金分 (40～64歳のみ)	所得割率	2.00%	2.31%	0.31%
	均等割額	13,200円	15,400円	2,200円
	賦課限度額	17万円	17万円	変更なし
全体	所得割率	11.70%	12.40%	0.70%
	均等割額	48,000円	60,000円	12,000円
	賦課限度額	104万円	106万円	2万円

収入不足の解消に向けて、令和7年度の国民健康保険の税率と、賦課限度額を左の表のとおり改定します。

併せて、前年所得が一定額以下の世帯に対する軽減の判定基準を見直し、物価上昇の影響を緩和します。

令和7年度の納税通知書は、世帯主宛てに7月10日(木)発送予定です。

将来にわたって、安心して国民健康保険を利用できるよう、税率等の改定に対するご理解と医療費適正化へのご協力をお願いします。

☒ 保険年金課

☎21-1403

☒23-0076